

## 広島県文化財保護審議会 無形文化財部会議事録

### 1 日 時

平成 28 年 7 月 25 日（月）午後 1 時～午後 2 時 50 分

### 2 場 所

広島県庁東館 4 階教育委員会室（広島市中区基町 9 番 42 号）

### 3 出席委員

太郎良部会長、中原部会長職務代理者、濱田委員、三村委員、三上特別委員

### 4 審議事項

広島県無形文化財の指定（保持者の追加認定）について

文化財名 日本刀製作技術

保持者名 久保善博

申請者 庄原市教育委員会教育長

### 5 会議の内容

太郎良部会長

ただ今から広島県文化財保護審議会無形文化財部会を開会いたします。  
本日は、無形文化財部会員 4 人全員が御出席ですので、広島県文化財保護審議会の組織及び運営に関する規程第 7 条第 2 項の規定により、会議は成立いたします。また、三上特別委員にも御出席いただいています。

加藤課長

開会に当たりまして、加藤文化財課長から御挨拶を頂きます。  
本日は、暑い中、無形文化財部会の会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

太郎良部会長

これから、今年 5 月に現地調査及び審議をしていただきました、久保善博氏の広島県無形文化財「日本刀製作技術」の保持者の追加認定に係る調書案について御審議いただきます。  
長時間にわたることと存じますが、活発に御意見を賜りますようお願いいたします。まして、挨拶とさせていただきます。

委員

太郎良部会長

最初に、本日の会議の公開に係る取扱いを決めたいと思います。  
本日は、審議途中の案件であることから、総会による決定まで非公開ということとし、答申の後、議事録をもって公開するということではいかがでしょうか。

事務局

（異議なし）  
御異議ございませんようですので、本日の会議は、答申までの間、非公開といたします。事務局はそうように取り計らってください。  
次に、広島県無形文化財「日本刀製作技術」の保持者の追加認定について、審議に入ります。

まず、事務局から、これまでの審議状況を説明してください。

資料 2 を御覧ください。

本件につきましては、平成 27 年 11 月 12 日付けで庄原市教育委員会から申請がなされ、平成 28 年 2 月 1 日に広島県文化財保護審議会総会に諮問し、同日、無形文化財部会に付託されました。

無形文化財部会では、5 月 23 日に部会員 4 名と三上特別委員で現地調査及

び審議を行い、6の(2)に記載しておりますように、

ア 久保善博氏の日本刀製作技術は、広島県無形文化財の指定及び保持者の認定にふさわしいと認める。

イ 指定又は認定の方法は、現在、広島県無形文化財に指定されている「日本刀製作技術」(保持者 三上孝徳〔刀匠銘 貞直〕)の保持者の追加認定とすることが適当である。

ウ 保持者の認定名称については、「久保善博」とすることが適当である。

エ 調書案は、三上特別委員が執筆する。

という結論となりました。

以上でございます。

太郎良部会長

次に、日本刀製作技術の内容を再度把握したいと思いますので、これから映像を上映していただきます。その後、三上特別委員に執筆していただいた調書案の内容について検討したいと思います。

(映像の上映)

太郎良部会長

続いて、事務局から調書案を朗読してください。その後、三上委員から御説明をお願いします。

事務局

(調書案の朗読)

太郎良部会長

三上特別委員から、調書案に関する説明をお願いします。

三上特別委員

今年の日本刀の全国コンクールの結果が出ておりました、久保さんは、新作名刀展、刃文協コンクールの両方とも第3席でしたので、その結果を調書案に加えてもよいと思います。

事務局

調書案の1～2ページのコンクールにおける受賞回数及び4ページの別記3の経歴は、今年のコンクールの結果を含めた記載となっています。

太郎良部会長

それでは、調書案について、御意見ををお願いします。

濱田委員

事務局に提案ですが、久保さんの作品で、図録などの資料に掲載されている写真を集めて、作刀歴に主な作品の写真を添付し、記録として残すとよいと思います。今回の県無形文化財保持者の追加認定に当たっては必須ではないと思いますが、このような機会がないと、なかなか整理するのも難しいと思いますので、久保さんの主な作品の写真と、既に保持者に認定されている三上特別委員の主な作品の写真についても、記録として残してはいかがでしょうか。

事務局

今回、久保さんから過去の作品が掲載された図録や資料などを見せていただきましたので、これらを基に主な作品の写真を整理・記録し、文化財台帳とともに保存しようと思います。三上特別委員の作品についても、同様に整理・記録して保存しようと思います。

太郎良部会長

記録として残すのは大事なことです、よろしくをお願いします。

三村委員

調書案の中で、「科学的」という文言が4箇所出てきます。このため、今回の保持者の追加認定については、科学的という点が極めて重要であるという印象を受けますが、そういう趣旨でしょうか。あるいは、久保さんの技術が重要であり評価できるという趣旨でしょうか。誤解を招くことも考えられるので、「科学的」という文言を使う際には、どういう点が科学的であるのかを明確にしたほうがよいと思います。

三上特別委員

科学的根拠がなくても日本刀を作ることはできますが、焼き入れの温度の分析や顕微鏡観察による分子の状態などを解明することによって、客観的に技術を理論付けることができ、我々が気付かなかったことを会得することができます。

一方、例として、博士号を持った刀匠もいますが、日本刀の出来栄はさほど評価されていません。刃物としては優秀かもしれませんが、感動を生む作品として優秀かという、そうとは限りません。刀剣の場合、実用面だけではなく、美的な面も含めた複合的な要素で評価されるので、科学は評価の一つではありませんが、それが全てではありません。

久保さんの場合、現代のほとんどの刀匠が勘を頼りに日本刀を製作する中であって、科学的な根拠に基づいて製作をされる数少ない刀匠であるということ表現しようと思いました。

- 三 村 委 員 久保さんの日本刀製作技術は、科学と、いわゆる感覚の両方を兼ね備えているという点が高く評価できるということでしょうか。
- 三上特別委員 そのとおりです。久保さんの目指す鎌倉中期の古刀は、切先のふっくらしたものが通常ですが、この点は久保さんの感覚によって、切先の先端を少し伸ばし、現代の我々が見たときに心地良いと感じるスタイルにアレンジしています。そうした点を評価してよいのではないかと思います。
- 三 村 委 員 「科学的」という表現が多いので、そこが最も優れているという印象を受けてしまうので、伝統的な技術と科学的な技術の両方を併せ持っているというような表現にはいかがでしょうか。
- 太郎良部会長 1 ページの（保持者の概要及び製作技術の特徴）の1行目「科学的な研究をベースにして」という文言を削除してはいかがでしょうか。
- 三上特別委員 私自身も少しくどいと思っていましたので、削っても差し支えありません。
- 太郎良部会長 科学的であるという点が、今まで他の刀匠にはなかった久保さんの特徴の一つとして評価すべきことと思います。ただし、前回の部会の際にも、科学者であることが無形文化財保持者としての評価の対象ではないという話になりましたので、「科学的」という表現を少し弱めるほうがいいのではないかと思います。
- 中 原 委 員 県外で修業した方が、次々に広島県内に移って製作活動をされている例が多いようですが、これは中国山地でたたら製鉄が盛んなので、この地域に刀匠が集まってくるという理由があるのでしょうか。
- 三上特別委員 たたら製鉄が盛んな地域といえば、現在では島根県です。一方、広島県で製作活動をしたほうが、刀匠としての生活が成り立つという事情があります。岡山県では、古くは和気清麿の出身地である和気に古備前と呼ばれる多くの刀匠がいたようですが、南の長船を通る道路が復活して繁盛したため、長船が日本刀製作の中心地となり、古備前は廃れていきました。また、吉井川上流では製鉄が盛んでしたが、刀匠は意外と少ないのです。このように、原料が豊富にある地域でも、刀剣がなかなか売れない地域で刀匠としての仕事をするのは難しいので、交通の要衝や都会に近い場所を製作の拠点とする刀匠が多くなっています。
- 濱 田 委 員 調書案の内容には関係ありませんが、今回の調査で見せていただいた「映り」については、今回追加認定となった際、マスコミや一般の方に対する説明がなかなか難しいかと思います。
- 三上特別委員 久保さんの短刀で映りが最も鮮明に出ている作品の写真があります。太刀や刀の場合は映りが見えにくく、映りを鮮明に撮影することが困難ですが、この裸焼き入れ（土置きを行わず、刃先を赤らめるだけで焼き入れを行う手法）の短刀の写真では映りがはっきり確認できますので、マスコミや一般の方にも理解してもらえenと思います。
- 太郎良部会長 このような手法の映りはコントロールが難しく、更に久保さんの高松宮記念賞の太刀のように、土置きを加味するなどして映りの出し方をコントロールするのは非常に難しい技術であるといえます。
- 太郎良部会長 総会の際に久保さんの作品をお借りすることができるでしょうか。審議会の委員の皆様には、実物を見ていただきながら、映りについて説明するのが最もよく理解してもらえenと思います。
- 事 務 局 三上特別委員の県無形文化財指定の際にも、作品をお借りして総会で御覧いただきました。今回も、久保さんの作品をお借りし、総会で実物を御覧いただけるよう準備したいと思います。
- 太郎良部会長 調書案の別記2中、積み沸かしの工程において、玉鋼を黒板消しくらいの大きさに整えるとあります。日本刀には、長い刀もあれば、お守り刀のような短い刀もありますが、長さに関係なく、鍛える前の鉄は一般的な黒板消しくらい

- の大きさにすると理解してよいのでしょうか。
- 三上特別委員 鍛えるのに都合のいい大きさが、だいたい黒板消しくらいになります。重さが1.4～2kgくらいが一般的です。完成形の長いものは、組み合わせの時に部分品となる鉄を大きくしたり、部分品を増やしたりします。
- 太郎良部会長 総会の際、工程について説明する資料は、調書案の別記2以外にありますか。
- 事務局 調書案の別記2に加えて、本日御覧いただいた日本刀製作の映像についても、総会の場で上映するよう考えています。
- 太郎良部会長 他に御意見がございますか。
- 委員 (なし)
- 太郎良部会長 次に、保持者の名称については、調書案のとおり「久保善博」でよろしいでしょうか。
- 三村委員 刀匠銘は括弧書きで明記しないのですか。
- 三上特別委員 久保さんの場合、本名と刀匠銘が同じなので、「久保善博」のみとしています。
- 濱田委員 本名と刀匠銘が同じであっても、括弧書きで刀匠銘を入れることも可能ではないのでしょうか。
- 三上特別委員 確かに、そのほうが分かりやすいかもしれません。
- 三村委員 脇中さんのように、「刀匠銘」ではなく、「号」とする事例もありますが、どちらが一般的でしょうか。
- 三上特別委員 刀匠の世界では、「刀匠銘」が一般的です。なお、私の場合、実際に刀に入れる銘は「三上貞直」と「貞直」の両方がありますが、一般的に「銘」は下の名前である「貞直」となります。このことから、久保さんに刀匠銘を付け加えることになると、保持者の名称は、「久保善博（刀匠銘 善博）」になると考えます。
- 太郎良部会長 刀匠銘が本名と同じ場合と異なる場合がありますが、何か決まり事があるのでしょうか。
- 三上特別委員 刀匠銘はどんな名称にしても構いません。私の場合は、「直綱」の「直」と月山師匠から受け継ぐことと決められている「貞」を合わせて「貞直」としました。脇中さんも同じく月山師匠のもとで修業されたので、「貞」の一字をもらっています。
- 委員 久保さんの場合は、師匠が比較的自由な方で、師匠から刀匠銘の一字をもらうなどの決まり事はないので、本名を刀匠銘とする師匠と同じように、本名の「善博」を刀匠銘とされています。
- 三村委員 流派による決まり事やこだわりの有無にかかわらず、刀匠銘は、刀匠の誰もが持つものですか。
- 三上特別委員 持ちます。
- 事務局 他県では、「刀匠名」という用字で保持者の認定名称としているところもありますが、「銘」と「名」のどちらがよろしいのでしょうか。
- 濱田委員 三上特別委員の県無形文化財指定の際も、「刀匠銘」を保持者の正式名称としていますので、それとの整合性を考慮すると、今回も「刀匠銘」の用字が適切だと思います。
- 太郎良部会長 それでは、保持者の名称は、「久保善博（刀匠銘 善博）」でよろしいでしょうか。
- 委員 (異議なし)
- 三村委員 3ページの別記2の「10 銘切り」の中で、「刀匠名」となっているので、「刀匠銘」に修正が必要ですね。
- 事務局 そのように修正します。
- 濱田委員 調書案中、別記3の経歴について、千葉大学大学院園芸学部となっていますが、大学院は学部ではなく、研究科が正しいのではないのでしょうか。
- 事務局 正式な名称について確認します。
- 太郎良部会長 調書案について確認・修正箇所がありますので、修正案を部会員と三上特別委員で確認したいと思います。事務局は修正案ができましたら、全員に送付していただくようお願いします。
- 事務局 分かりました。

- 三上特別委員 先ほど三村委員から御指摘のありました、「科学的」という表現の修正等について、ここで御意見を頂ければと思います。一点目の「科学的な研究をベースにして」の部分は削除しても差し支えないと思います。二点目の「刀身の地肌に見れる現象について、科学的な根拠に基づき」の部分は、残したほうがよいと考えます。三点目の「たたらメカニズムについても科学的・実証的に研究を進めている」の部分は、直前に「冶金学者として」という記述があるので、「科学的・」を削除しても差し支えないと思います。最後、四点目の「科学的見地で解明復元する」の部分については、やはり残しておいたほうがいいのではないかと思います。
- 濱田委員 私も、四点目の「科学的見地で解明復元する」の部分は、所見としてのまとめになるので、残すのがよいと思います。
- 三村委員 その前段落に、「伝統的に継承されてきた日本刀の製作技術を高度に習得している」と明記されており、伝統的・芸術的な面での評価がなされていることに加え、科学的根拠に基づく製作技術を有する点も評価されるということなので、私もこの部分は残しても差し支えないと思います。
- 濱田委員 (所見)の第2段落の最初に、「また」を付け足してはいかがでしょうか。第1段落で技術的な面が高く評価できるとされているので、それに加えて科学的見地に基づく技術や後進の育成に努めているといった点が評価できるという文脈にするのがよいと思います。
- 三村委員 「更に」を加えてはいかがでしょうか。
- 三上特別委員 それでよいと思います。
- 濱田委員 (所見)の最後の部分に、「保護支援していくことが適当である。」と書かれています。が、「保護支援」という表現が一般的でしょうか。美術工芸品の場合、「保存継承していく」といった表現にする場合が多いですが、人物を保持者に認定する場合はどのような表現が一般的でしょうか。
- 事務局 前例としましては、三上特別委員の指定調書では、「広島県無形文化財に指定の上、保護してくことを適当と考える。」と記載しています。金城一國齋さんや三次人形の丸本壺さんの指定調書の記載については、今手元に資料がないため分かりませんが、丸本さんの指定調書も、「保護していくことを適当と考える。」という表現になっていたと思います。
- 濱田委員 「支援」という文言については、文化財保護法や文化財保護行政の中で言うと、「保護」という文言の中に含まれるものだと思いますので、「支援」を削ってはいかがでしょうか。
- 事務局 前例や金城一國齋さんの指定調書の表現を参考にして、事務局でこの部分の表現を詰めたと思います。
- 太郎良部会長 この場では、文化財保護の観点から、「保護」という表現で「支援」という意味も包括するという理解で、暫定的に「保護することが適当と考える。」とすることとし、事務局で前例等を調べていただいた上で、この部分の表現を最終的に決定することにしたいと思います。
- 三上特別委員 1ページの(保持者の概要及び製作技術の特徴)の1行目は、「非常に高度な技術を体得し」を「非常に高度な日本刀製作技術を体得し」にしてはどうでしょうか。
- 三村委員 その直後の「全国的にも高い評価を受け」の「も」を削ると、表現としてより良くなると思います。
- 三上特別委員 それでは、1行目については、「科学的な研究をベースにして」を削り、「非常に高度な日本刀製作技術を体得し、全国的に高い評価を受け」という表現にさせていただきます。
- 第2段落の「科学的な根拠に基づき」という部分は、従来は成り行きで「映り」が再現されていたことに対し、久保さんは科学的な根拠に基づいて「映り」を意識的に再現できるということを言いたいので、残したいと思いますが、いかがでしょうか。
- 三村委員 「科学的な根拠に基づき」という部分は、直前に具体的な対象が明記されているので、残しても問題ないと思います。

三上特別委員 2ページの「科学的・実証的に研究を進めている」の部分は「科学的に」を削り、(所見)の「科学的見地で解明復元する」の部分はそのまま残して文頭に「更に」と付け加えるということによろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

三上特別委員 それでは、事務局と調整し、そのように修正させていただきます。

太郎良部会長 1ページの(保持者の概要及び製作技術の特徴)の第2段落の第2文は、「近年は、(中略)評価されてきている。」とありますが、表現が重なるので、末尾を「評価されている。」としてはいかがでしょうか。

三上特別委員 そのように修正します。

太郎良部会長 他に御意見等はございますか。

中原委員 資料4の「参考2 広島県文化財保護条例」の引用の中に、「、」と「,」が混在していますが、これは問題ないのでしょうか。調書案では「,」で全て統一されていますが、使い分けのルールがあるのでしょうか。

事務局 県の公用文に関する規程では、横書きの文章の場合は「,」を用います。資料4についても、本来は全て「,」とすべきところを誤って「、」としていましたので、この場で訂正させていただきます。

中原委員 調書案の中で、括弧書きの内部に「。」がある場合とない場合があります、これは何か使い分けのルールがあるのでしょうか。

事務局 これも、県の公用文に関する規程で、使い分けのルールがあったと記憶していますので、確認の上、必要に応じて修正します。

太郎良部会長 他に御意見等はございますか。

委員 (なし)

太郎良部会長 調書案について修正すべき点がいくつかありましたが、今回の部会での意見を踏まえて事務局で修正案を作成していただき、総会までに部会員と三上特別委員の全員で確認し、調書案を仕上げたいと思いますので、御協力をよろしくお願ひします。

調書案について必要箇所を修正した上で、無形文化財部会の結論として、「久保善博氏を広島県無形文化財『日本刀製作技術』の保持者として追加認定することが適当である」と会長に報告いたします。

調書案に添付する参考資料「別記1 広島県無形文化財『日本刀製作技術』の既認定者、別記2 日本刀の製作工程と技術、別記3 久保善博氏の経歴」及び写真の構成・内容について、何か御意見はございますか。

中原委員 5ページの下の写真の脚注について、「太刀 銘 善博」と記載されていますが、並列に記載されていると少し違和感があります。こうした書き方が一般的なのであれば差し支えないと思いますが、いかがでしょうか。

三上特別委員 刀剣を写真とともに紹介する図録では、通常、脚注には種別と表裏の銘文を記載します。基本的に、茎に刻まれた銘文を全て記載していますが、その体裁は図録によって異なるようです。

事務局 この高松宮記念賞受賞作品が掲載された図録を見ると、「太刀」と「銘」の間のスペースを広げていますので、これと同様に、1マス分スペースを広げるなどの対応が考えられます。この脚注の書き方については、事務局において、他の事例も参考にして案を考えた上で、委員の皆様にお示しし、御意見を頂ければと思います。

太郎良部会長 それでお願いします。他に御意見等はございますか。

三村委員 2ページに戻りますが、(所見)の第1段落の末尾について、「客観的に認められているといえる。」とありますが、「といえる」を削り、「客観的に認められている。」としてはいかがでしょうか。

太郎良部会長 それでよろしいでしょうか。他に御意見等はございますか。

委員 (異議・意見なし)

太郎良部会長 それでは、調書案に添付する資料については、調書案の修正箇所はいくつかありますが、原案のとおり別記1、別記2、別記3と写真4枚ということによろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

太郎良部会長 調書案の修正箇所については、三上特別委員と部会長で調整の上、事務局で修正案を作成し、全員にメールでお送りしていただくようお願いいたします。委員の皆様におかれましては、お忙しいことと存じますが、調書案の内容を御確認いただき、御意見等があれば、事務局にお知らせください。その上で、総会に提出する最終的な調書案を固めたいと思いますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

事務局は、ただ今の意見に沿って、資料の最終調整をしてください。

なお、本日審議した内容については、9月12日(月)に予定されております審議会(総会)の会議にお諮りいたします。会議では様々な観点から御意見・御質問を受けることが予想されますので、三上特別委員を始め、部会員の皆様と事務局にも補足説明をしていただくことがあるかもしれません。その節は、御協力をよろしくお願い申し上げます。

何か、審議事項に、御意見がございますか。

三上特別委員 調書案の内容のことで一点確認させていただきたいのですが、1ページの(保持者の概要及び製作技術の特徴)の1行目には「非常に高度な日本刀製作技術を体得し」とあり、2ページの(所見)の1行目には「日本刀の製作技術を高度に習得している」とやや表現が異なりますが、これについては差し支えないでしょうか。

委員 (問題なし)

濱田委員 本日の資料を並べてみて気付いたのですが、保持者の住所について、申請書に記載の住所は実際にお住まいの住所、調書案に記載の住所は鍛錬道場の住所だと思えます。これはどちらを保持者の住所とすべきなのでしょう。先例に従えばよいと思いますが、先例はどうなっているのでしょうか。

事務局 三上特別委員も金城一國齋さんも、どちらもお住まいの住所と工房の住所が同じでしたが、保持者の住所としては、実際にお住まいの住所を記載するのが通例だと思えますので、確認の上、調書案を修正します。

太郎良部会長 追加認定する保持者の住所ということなので、実際にお住まいの住所が正しいものと思えます。御指摘を頂きましてありがとうございます。

濱田委員 もう一点確認させていただきたいのですが、申請書の「行われる場所」は「久保善博日本刀鍛錬道場」と記載されていますが、調書案では「善博日本刀鍛錬道場」と記載されています。どちらが正しい名称でしょうか。

事務局 道場の看板は「善博日本刀鍛錬道場」でしたが、正式名称については、事務局で久保さんに確認します。

太郎良部会長 他に御意見等はございますか。

委員 (なし)

太郎良部会長 ないようですので、以上で本日の審議を終了いたします。

加藤課長 本日は、長時間にわたり熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。

今回、久保善博氏を広島県無形文化財「日本刀製作技術の保持者として追加認定することが適当である」旨、御意見を頂きました。事務局としても保持者の追加認定に向けて、調書案の修正を始め、準備を進めていきたいと思えます。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

## 6 審議結果

部会意見を基に調書案を修正し、無形文化財部会員及び特別委員の確認を受ける。その上で、久保善博氏を広島県無形文化財「日本刀製作技術」の保持者として追加認定することが適当であると、審議会会長に報告する。

なお、追加認定する保持者の名称は、「久保善博(刀匠銘 善博)」とする。

## 7 担当部署 広島県教育委員会事務局管理部文化財課文化財保護係

電話 082-513-5021